

期末試験の受験にあたっての諸注意 (以下、必ず一読すること。)

期末試験に関する諸注意

1. 期末試験では、東京科学大学学生証を提示してください。
* 東京科学大学学生証を受領していない者は、速やかに教務課で受け取ってください。
(開室時間: 月～金10:15～16:15)
2. 時間割表(試験日時・場所等)は変更する場合があるので、掲示に注意してください。
* 変更がある場合、時間割表を随時更新します。
3. 申告者の多い科目については試験室を分けて行います。時間割表に組分け表示のない科目については、掲示または担当教員の指示に従ってください。
4. オンラインで期末試験を行う場合、担当教員からビデオを ON にするよう指示されることがあります。担当教員の指示に従ってください。

期末試験(大学院)の受験にあたって

受験者は、次の事項を遵守しなければなりません。

1. 試験室への入室は、試験開始後30分までとし、以後の入室は認めません。
また、試験開始後30分以内の退室も認めません。
2. 受験にあたっては、**学生証**をパス入れ等から取り出して必ず机上に**提示**してください。
学生証を提示しない場合は、原則として受験を認めません。
3. 試験時間中は、学生証、筆記用具、消しゴム、鉛筆削り、時計(時間表示以外の機能が付いたものは除く)以外の物は、特に許可された場合を除き、机上に置いてはいけません。

〔不正行為とは〕

いわゆるカンニング行為(カンニングペーパー等の使用、机上への事前の書き込み、持ち込みを許可されていない教科書・参考書・ノート等を机上に置いたり机の中に置いて見ること、他者の答案を見ること(又は他者に答案を見せること)、替え玉受験、監督者の指示に従わない、その他それらに類する行為)をいいます。

机上に置くことを許可されていない物(携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチや、電子辞書、計算・翻訳機能等を備えた機器の類等)を机の上に置いたままにすること及び試験中に手に持つことも不正行為とみなします。

〔不正行為者への措置〕

不正行為と認定された場合には、本学大学院学則第58条による懲戒処分を受けます。

また、不正行為のあった当該学期の全ての履修申告科目(※期末試験を実施しない科目も含まれます。)の成績を0点又は不合格とします。

加えて、当該不正行為を行った学期において、新たに授業科目の履修は認めないものとします。